

第742回

東京都青少年健全育成審議会

※ 発言者の氏名（都職員及び関係行政機関職員を除く）
及び個人情報、一部企業名など、議事録の一部を伏せて
掲載しています。

令和4年12月12日（月）

【出席委員】

飯塚 美紀子	委員
天日 隆彦	委員
山 了吉	委員
石川 知春	委員
伊藤 廣幸	委員
加藤 美恵子	委員
下山 典子	委員
うすい 浩一	委員
田の上 いくこ	委員
土屋 みわ	委員
藤井 あきら	委員
柳川 雅彦	委員
大宮 由紀枝	委員
古畑 雄二	委員
小室 明子	委員
新倉 吉和	委員
松崎 真理子	委員

【事務局】

生活安全担当局長	小西 康弘
若年支援担当部長	米今 俊信
若年支援課長	下出 享克

午後 3 時 30 分開会

○若年支援課長 本日の傍聴人等をご案内します。本日でございますが、報道関係者はゼロ、傍聴人は 15 人となっております。

<傍聴人入室>

○若年支援課長 それでは、審議会を始めさせていただきます。現在ご出席いただいております委員の方は 16 名で、条例第 24 条第 1 項に定めます審議会の開催に必要な定足数に達しておりますことをご報告申し上げます。

ここで、第 30 期の審議会を今回から出席されております委員をご紹介します。

お手元に配布してございます第 30 期東京都青少年健全育成審議会委員名簿、こちら審議会座席表の裏面に印刷をさせていただきますが、その順番に沿ってご紹介をさせていただきます。

まず、第 3 号、学識経験を有する方々でございます。東京都議会議員うすい浩一委員でございます。

○うすい委員 うすい浩一でございます。よろしくお願いいたします。

○若年支援課長 同じく、東京都議会議員土屋みわ委員でございます。

○土屋委員 はい、土屋みわでございます。よろしくお願いいたします。

○若年支援課長 うすい委員、土屋委員は、前回、都議会の委員会開催と重複したため、今回からの出席となっております。

続きまして、第 4 号、関係行政機関の職員の方々でございます。東京法務局人権擁護部長、大宮由紀枝委員でございます。

○大宮委員 大宮でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○若年支援課長 警視庁生活安全部少年非行対策官古畑雄二委員でございます。

○古畑委員 古畑です。どうぞよろしくお願いいたします。

○若年支援課長 以上、ご紹介させていただきました。よろしくお願いいたします。

なお、藤井委員におきましては、本日、都議会の委員会と重複したため、委員会の終了時間によっては途中から出席される可能性がございます。

それでは、審議会開催に先立ちまして、生活文化スポーツ局生活安全担当局長の小西より一言ご挨拶をさせていただきます。

○生活安全担当局長 生活文化スポーツ局生活安全担当局長の小西でございます。本日は、委員

の皆さま方、大変お忙しい中お集まりいただきまして誠にありがとうございます。

第30期の青少年健全育成審議会の開催に当たりまして、前回ご挨拶できませんでしたので、本日、一言ご挨拶を申し上げます。

まず、委員の皆さま方には、委員を引き続きお引き受けくださり、また、新たにご就任いただきまして心から感謝申し上げます。

また、日ごろより東京都が取り組んでおります青少年の健全育成施策について、多大なご理解、ご支援を賜り、重ねて御礼を申し上げます。

本審議会は、昭和39年の条例制定以来、不健全図書類の指定や優良映画の推奨等についてご審議いただいております。委員の皆さま方には、本審議会での審議を通じて、次世代の社会を担う青少年が心身ともに健やかに成長できる環境を整えるという条例目的を達成する上で、大変重要な役割を担っていただいております。

私ども事務局といたしましては、引き続き青少年の健全育成に向けて全力を尽くしますとともに、本審議会がその役割を十分に果たしていかれるよう努めてまいります。皆さまにおかれましては、審議会における活発なご審議、そして、私どもの施策につきましても、さまざまなご指摘、ご指導をお願い申し上げます。甚だ粗辞でございますが私の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○若年支援課長 小西担当局長は、公務のため退席をさせていただきます。

○生活安全担当局長 失礼いたします。よろしくお願い申し上げます。

<生活安全担当局長 退席>

○若年支援課長 それでは、会長、議事進行をお願いいたします。

○会長 それでは、ただ今から第742回東京都青少年健全育成審議会を開催いたします。お手元の議事次第に従いまして議事進行を行ってまいります。

それでは、議事の2『条例に基づく事務の施行経過』について、事務局から説明をお願いいたします。

○若年支援課長 それでは、条例に基づく事務の施行経過等について説明いたします。『次第』と書かれております資料の表紙をおめくりいただき、1ページをご覧いただきたいと存じます。前回の審議会以降の11月14日から12月11日までに実施いたしました本審議会事務局の動きをまとめたものでございます。

前回審議会のご意見を踏まえまして、不健全図書類の指定については1誌を指定図書類とす

ることを決定いたしました。11月17日にプレス発表、店舗及び関係団体等への周知を行い、11月18日に告示いたしました。

また、青少年やその保護者等を対象に『ファミリールール講座』を合計45回開催いたしました。

また、本日の審議会に先立ちまして、12月7日に出版業界自主規制団体との打合せ会を実施し、本日諮問いたします図書類に関するご意見をいただいております。意見聴取の内容は『自主規制団体からの聴き取り結果』としてまとめ、調査・審議事項の資料に添付しております。

2ページには、過去1年間の不健全図書類の指定実績を、3ページには過去1年間の優良映画の推奨実績を載せてございます。

不健全図書については、過去1年間以内に不健全指定を6回受けた場合に、事業者に対し勧告をする制度がございますが、累回指定による勧告の対象者は今月もございません。

続きまして、お手元資料をおめくりいただきまして4ページをご覧いただきたいと存じます。こちらは、都が委嘱しております東京都青少年健全育成協力員の11月分の活動状況でございます。委嘱しております協力員は637名、活動者数は59名、調査店舗数は280店舗ございました。

確認する図書類は、不健全図書として指定した図書類『不健全指定図書類』、成人向けなどの成人マーク付きの図書類の『表示図書類』、青い半透明のシールで止めることで、青少年が容易に閲覧できない措置がされた小口シール止め誌の『類似図書類』の3種類でございます。この3種類の図書類について、協力員の調査結果をそれぞれ表に示しております。

今月は、不健全指定図書類、類似図書類及び青少年への販売等を制限する制限掲示について問題のある店舗はございませんでしたが、表示図書類につきましては、包装されていない店舗が1店舗ございました。

なお、不健全指定図書類に関する通報等に基づく立入調査はございませんでした。

5ページをご覧いただきたいと存じます。都の職員による独自の立入調査等の実施状況を記載してございます。

1番目の表、書店等への立入調査及び2番目の表、映像ソフト・ゲームソフト専門店等への立入調査では、問題のある店舗はございませんでした。

3番目の表、カラオケボックス、まんが喫茶等への実態調査では、青少年制限掲示がされていない店舗が3店舗、フィルタリングが導入されていない店舗が1店舗ございました。

4番目の表、古物商への立入調査では問題のある店舗はございませんでした。

問題があった店舗につきましては、その場での是正措置を含め、条例を順守するよう指導いたしました。

なお、前回9月分のカラオケボックス、まんが喫茶等への実態調査の報告の際、問題のある店舗はございませんでしたと報告いたしましたが、フィルタリングが導入されていない店舗が1店舗ございましたので、訂正をさせていただきます。

6ページをご覧いただきたいと存じます。雑誌・ビデオ類等に関する自動販売機の届出等の施行状況についてですが、先月と変動はございません。自動販売機立入調査については、11月は実施してございません。

事務の施行経過については以上でございます。

○会長 はい、ご説明ありがとうございました。ただ今の説明について、ご質問等がございますか。よろしゅうございますか。

それでは、ご質問ございませんので、調査・審議事項に移りたいと思います。

本日は、不健全図書類の指定及び優良映画の推奨についての諮問でございます。よろしくお願いたします。

調査・審議事項は非公開となりますので、委員、事務局職員以外の方は、この段階でご退室をお願いいたします。

<傍聴人退室>

○会長 はい、それでは再開いたします。本日の諮問事項につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○若年支援課長 それでは、本日の諮問事項についてご説明いたします。皆さまのお手元の資料のうち、いったん封筒に収納いただきました『調査・審議事項』と記載されております資料に沿いましてご説明いたします。

『調査・審議事項』の資料を1枚おめくりいただきまして1ページ目になります。諮問第1175号でございます。

また、おめくりいただきまして2ページをご覧いただきたいと存じます。諮問図書類及び指定基準該当箇所一覧でございます。こちらに記載されました図書類は、令和4年10月26日から令和4年11月29日までの間に、都内のコンビニ・書店等で、青少年が容易に手に取り閲覧できる場所に陳列されているものから購入いたしました計100誌のうちから、7ページ、8ペ

ージに記載してございます条例施行規則第 15 条の指定基準に基づきまして、指定図書類の候補として選定したものでございます。

作品名は「DAITO COMICS BL シリーズ『愛重執心』」令和 4 年 12 月 5 日に株式会社秋水社より発行されております。過去 1 年間の指定はございません。

該当箇所につきましては、全編大部分でございます。

該当指定基準は、いずれも施行規則第 15 条第 1 項第 1 号イ・ロ、「著しく性的感情を刺激し、青少年の健全な成長を阻害するおそれがあるもの」でございます。

購入場所は、いずれも書店でございます。

本審議会の諮問に先立ちまして、12 月 7 日に自主規制団体から意見を聴取して 3 ページに取りまとめてございます。

『調査・審議事項』の 3 ページをご覧いただきたいと存じます。当日は 14 名の方が出席されました。自主規制団体のご意見といたしましては「指定やむなし」の意見が 5 名です。その主な内容は、「画力があり、きれいに描かれていてストーリー性もあるが、冒頭部分から拘束や器具の使用、暴力的なシーンがあり、人格否定につながる。性器描写は白抜きになっているが体液、擬音も多く、卑わい感を与えている。指定該当」などでございます。

「指定非該当」の方は 4 名で、その主な内容は、「冒頭で薬を使って道具で攻めるシーンは人格を否定する性的行為だが、性器の消しはされている。擬音、体液は多いが、セックスシーンは多くなくそんなに卑猥な感じはしない。指定非該当。」などでございます。

なお、保留の方が 4 名、関連会社のため意見表明なしの方が 1 名おられました。

説明は以上でございます。

○会長 はい、ありがとうございました。ただ今の事務局からの説明について、ご質問はございますか。特によろしければ、それでは調査に入ってください。

< 図書審査 >

< 委員 1 名入室 >

○会長 それでは、図書をご覧いただけましたでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、図書をご覧いただきましたようですので、各委員からご意見をお伺いしてまいりたいと思います。それでは、松崎委員お願いいたします。

○松崎委員 はい、指定該当でお願いいたします。ストーリー性は感じられましたが、非常に暴力的で、人格否定な部分も見受けられます。非常に怖さを感じるような描写だと思いました。

以上です。

○会長 はい、ありがとうございます。では、続きまして、大宮委員お願いいたします。

○大宮委員 はい、拘束に加え、薬物や器具等の使用といったシーンが多く、また、性交シーンも相当生々しい描写になっていることから、指定該当でお願いします。

○会長 はい、古畑委員、お願いいたします。

○古畑委員 はい、指定該当でお願いをいたします。拘束したり器具を使ったりということで、非常に人格否定につながるような描写であったり、また、性交シーンもそういう部分が多いということをもって、指定該当でよろしくをお願いをいたします。

○会長 はい、では、I委員、お願いいたします。

○I委員 はい、指定該当でお願いいたします。薬物の使用、器具の使用によつての過激な暴力的な性行為は、人格否定要素が多大と思います。指定該当でお願いいたします。

○会長 はい、それでは、D委員、お願いいたします。

○D委員 はい、打合せ会で保留が結構多いのは、セックスシーンの修整やストーリー性、画力などだと思うんです。ただ、卑わい感はあまり感じないんですけども、薬物使用や拘束、後半のところの縛りとか、性器具が具体的に表現されていますし、青少年に読ませるのは、ちょっと不適當かと思いますので、区分陳列の対象でお願いいたしたいと思います。

○会長 はい。それでは、G委員、お願いします。

○G委員 道具の使用や拘束シーン、薬の使用などがあるというところで、青少年にはすぐわなないシーンが多いというところ、一方で、性器の修整はきちんとされているようですし、あまり卑わい感を感じないというところ、また、自主規制団体からの聴き取り結果では半分以上が指定該当ではないというところ、総合的に判断して指定該当でお願いいたします。

○会長 それでは、K委員、お願いいたします。

○K委員 はい、強制的、暴力的なシーンが、人格を否定する性的行為を連想させると思います。また、薬物の使用の描写があるのを青少年が読んで、興味を持たれるのはとても怖いと思います。指定該当でお願いいたします。以上です。

○会長 はい。それでは、B委員、お願いいたします。

○B委員 ストーリー性があり、卑わい感もさほど感じないんですけども、冒頭から薬物の使用、それから暴力、拘束、器具の使用等がありまして、区分陳列の対象であると考えます。

○会長 はい。それでは、新倉委員、お願いします。

○新倉委員 はい、指定該当でお願いしたいと思います。拘束のシーンであるとか、器具、薬物の使用、とても暴力的なものであり、人格否定につながるものと感じました。以上です。

○会長 はい。では、C委員、お願いします。

○C委員 ぱっと見た時には、今回、該当箇所が全編大部分というところであるんですが、私はこの全編大部分というのは、ちょっとそうかなと思うところがあります。一方で、性交シーン等においては、先ほど来、他の委員からもありますとおりに、薬物の使用であったり、器具の使用、しかも、それが見えるような形で、何を使ってるのか、何をしてるのが分かるような形になっておりまして、施行規則第15条第1項第1号のイ・ロの部分、卑わいな感じを与えて人格を否定する性行為等を連想させるものと見なされても仕方がないのではないかと感じております。

一方で、自主規制団体からの聴き取り結果の中で、指定該当が5人、保留が4で、指定非該当も4というところで、ご指摘にあるとおりに、消す部分であったりとかというのはしっかりしてるかなと思いますが、特に先ほど申し上げたとおり、性交シーンのところの生々しさ等を含めて、これは区分陳列の対象、指定該当やむなしだと考えます。

○会長 はい。それでは、E委員、お願いいたします。

○E委員 はい、薬物を使用して、拘束して性行為に至るシーンが見られるなど、人格否定の描写が見られるということ、また、性器は見えないように修整されていたり、隠れてるように描かれたりはしておりますけれども、擬音、体液の描写は激しくて、また器具も使用している性行為の描写自体が多いということもありますので、指定該当でお願いいたします。

○会長 はい。それでは、H委員、お願いします。

○H委員 はい、指定該当でお願いしたいと思います。性器描写の修整、これについては配慮はしてと思いますが、皆さまから意見が出ているように、暴力ですとか、器具を使つての一方的な行為ですとか、それから薬物ですとか、暴力シーン、そういうことを含めて成人向きだと思いますので、指定該当でお願いいたします。

○会長 それでは、A委員、お願いいたします。

○A委員 はい、拘束や器具、薬物の使用、暴力的なセックス描写がたくさんありまして、青少年には不適當であると感じました。指定該当でお願いいたします。以上です。

○会長 では、J委員、お願いします。

○J委員 はい、私は指定該当と判断いたします。以上です。

○会長 はい。では、小室委員、お願いします。

○小室委員 はい、指定該当でお願いします。道具の使用、それから薬物を使用した身体的な拘束、あと、むち打ちなどの暴力行為、人格否定につながる行為です。性描写がどうも一方的で、暴力が目立つというシーンが多くて、成人向きと思います。以上です。

○会長 はい。それでは、会長代理、お願いします。

○会長代理 指定該当でお願いします。冒頭から暴力シーンがあり、人格否定の性的行為、これを容易に連想させるというものに該当すると思います。

○会長 はい。それでは、最後に私からの意見でございます。私も暴力的な性的行為のシーンなど、指定該当と考えます。

それでは、本日諮問された図書につきましては、委員の皆さま方全員ですね、指定該当というご意見をいただきました。そのように答申させていただいてよろしゅうございますか。

<「はい」の声あり>

○会長 それでは、1誌指定ということで答申させていただきます。

それでは、議事を進めさせていただきます。

続きまして、優良映画の推奨について事務局から説明をお願いいたします。

○若年支援課長 それでは、優良映画の推奨についてご説明いたします。

また、お手元の『調査・審議事項』の資料に戻りまして、『調査・審議事項』の資料の11ページでございます。

資料の11ページ、優良映画等の推奨に関する条例等を記載してございます。条例施行規則の第2条、1号から6号のいずれかに該当するものであると推奨することとなります。

おめぐりいただきまして資料12ページをご覧いただきたいと存じます。諮問第1174号でございます。今回は、1作品を諮問いたします。作品名は『注文に時間がかかるカフェー僕たちの挑戦ー』、制作者は記載のとおりでございます。令和5年2月1日から、全国の学校やことばの教室、全国のミニシアターにて公開を予定しております。

申請内容ですが、1ページ飛びまして14ページをご覧いただきたいと存じます。資料の14ページ、対象区分、小学生、中学生及び高校生、推奨にふさわしい理由は記載のとおり。また、青少年の健全な育成に有益とする該当項目としては、第1号、青少年の社会に対する良識と倫理観を育てるもの、第2号、青少年が知識を身につけ、教養を深めていくことに役立つもの、第3号、青少年の人を慈しみ、大切にすることを育てるもの、及び、第6号、前各号に掲げるも

ののほか、青少年の健全な心身の成長に資するものであることという申請内容でございます。

15 ページをご覧いただきたいと存じます。事務局といたしましては、施行規則第 2 条の推奨基準に照らしまして、ページ下段にございますとおり、該当項目は第 1 号、第 2 号、第 3 号及び第 6 号、対象は小学生、中学生及び高校生といたしました。

説明は以上でございます。

○会長 ただ今の事務局からの説明につきまして、ご質問等はございますか。

はい、それでは、条例施行規則に基づき、青少年に優良な映画としての推奨に賛成なのか反対なのか、また、対象区分についても併せての評価をそれぞれ委員の方からお聞かせください。

それでは、松崎委員、よろしくお願いします。

○松崎委員 はい、推奨に賛成でございます。対象区分も、小学生から中学生、高校生まで同様に賛成させていただきたいと思えます。

本映画は、発達障害を抱えながらも自分の夢に向かって挑戦していくという素晴らしい感動できる映画というふうに判断いたしました。そのような内容から賛成ということでよろしくお願いたします。

○会長 それでは、大宮委員、お願いします。

○大宮委員 はい、対象区分等含め、全て事務局のご意見に賛成です。申請理由にもありますが、今悩んでいるお子さんたちに勇気を与える映画だと感じました。以上でございます。

○会長 はい。それでは、古畑委員、お願いたします。

○古畑委員 はい、推奨に賛成をいたします。対象区分についても賛成いたします。吃音についての知識を身に付けていただくことは、青少年の皆さんたちにも非常に重要なことだと思いますので、青少年の健全な心身の成長に資するものということに十分該当すると思えます。以上です。

○会長 はい。それでは、I 委員、お願いします。

○I 委員 はい、吃音の障害が理解できる映画と思い、見せていただきました。実際に障害のある方々が出演していらしたので、とても現実味のある良い映画でした。内容がインタビュー形式が主流でしたが、ちょっと筋立てが分かりにくいかなってという箇所もあったんですけども、このような障害を持っているお子さんが一歩前に進むには良い映画かなと、少し迷いましたが、推奨で願いたします。

○会長 はい。それでは、D 委員、お願いたします。

○D委員 いわゆる発達障害っていいですか言語障害を持っている人たちが社会に挑むためには、自分のコンプレックスをどう乗り越えるかという非常に大きな課題があるんだということがこの映画で分かると思うんですけども、映画は40分弱なんですけど、もっと吃音を出せばいいじゃないかと思うぐらい吃音が出てこないんで、普通の人じゃないかというような感じがしちゃったんですね。もう少し、そののところが、ドキュメンタリーだったらはっきり出した方がよかったんじゃないかと思ったりしました。社会にこうしたコンプレックスがあって、それを乗り越えようとして接客業に挑むということは、やっぱり素晴らしいことだと思いますので、事務局案で私も賛成したいと思います。以上です。

○会長 それでは、G委員、お願いします。

○G委員 該当、対象区分ともに賛成です。吃音がポジティブに明るく取り上げられていたりして、吃音が出ないように意識しないで暮らしていける、挑戦できる社会になってほしいなって、そのためにも吃音を持つ子も持たない子どもたちにもぜひみんなに見てほしいなというのが理由です。

○会長 はい。では、K委員、お願いします。

○K委員 はい、推奨、全ての区分に賛成いたします。見ていてとても感動しましたし、吃音の人に勇気を与えられると思います。以上です。

○会長 はい。では、B委員、お願いします。

○B委員 吃音についての理解を深める映画だと思います。それから、やりたいことを諦めてしまう子が多いというふうに書いてありますが、本当にそういった子たちに勇気を与える映画ではないかと思います。

それから、対象区分については、はじめは十代、二十代の方々の活動が映画になっているので、小学校低学年はどうかなというふうに思っていたんですが、小さいお子さんで同じ悩みを抱えているお子さんが、またそのカフェに行くというような様子が描かれていまして、この対象区分でいいのかなというふうに思いました。以上です。

○会長 はい。新倉委員、お願いします。

○新倉委員 はい、推奨に賛成です。対象区分についても、事務局案でいいかというふうに思います。この映画が、さまざまなコンプレックスを持って、それに悩んでいる子どもであるとか若者が前向きに少し考えられるようなきっかけになればいいかなと思いました。以上です。

○会長 はい。それでは、C委員、お願いします。

○C委員 はい、推奨で、対象区分もこちらでよいかと思えます。これまでさまざま出てきておりますが、吃音を持った若者たち、発話障害ですね。これを乗り越えようとするところが、さまざまな困難であったりとか、コンプレックス等を抱える子どもたちにとって一つの参考にすることができるものではないかと思っております。推奨に賛成であります。

○会長 それでは、E委員、お願いいたします。

○E委員 はい、映画ということで見てみると、ちょっとかなり表現が拙かったり、映像にしても、今の時代もうちょっときれいに撮れるんじゃないかと思ったりもするシーンがたくさんございました。ですが、やっていることに関しては、もう全く反対することはなく、大変素晴らしい活動をやられているんだなということで、ちょっと悩みつつですが、推奨ということでよろしいかと思えます。

○会長 それでは、H委員、お願いします。

○H委員 推奨でお願いしたいと思えます。見せていただいて、障害があっても乗り越えていくことで、勇気を持って、諦めない、挑戦する、そういう気持ち、そういうことが映像に映し出されていたので、非常に良いと思っております。

また、アンケート形式で自分の悩み、不安とかをリアルにお話しされているシーンもありまして、同じ悩みを抱える方がいれば、勇気が与えられるんじゃないかなというふうに感じました。事務局の推奨基準、これも賛成でございます。

ただ、小学生、中学生、高校生、この対象の区分については、小学生の低学年がちょっとどうなのかな、難しいのかなという部分も思ったんですけど、先ほどお話出たように、そういうことで悩んでる方もいらっしゃると思いますので、小学生も含めて、小学生、中学生、高校生ということで該当で賛成です。

ただ、要望なんですけど、低学年については、終わった後にアンケートとか何かが取ればなおいいのかなと思いますので、これは要望として出させていただきます。以上です。

○会長 はい。では、A委員、お願いします。

○A委員 はい、推奨に賛成です。この映画を見て、何となくしか分からなかった吃音について、多少なりとも理解できた気がいたします。

ただ、一方的にしゃべるインタビュー形式の単調な作りでしたので、物足りなさは正直ありましたが、諦めずに夢に挑戦する姿など、対象区分全てに該当する作品であると思えます。以上です。

○会長 はい。小室委員、お願いします。

○小室委員 はい、事務局案、推奨に賛成いたします。皆さん、おっしゃっておられますけれど、ストーリー性については、私も少し分かりづらいところが感じられますし、あと、吃音の障害ってというのが、ちょっと登場人物の方々が、これで本当に吃音なのかなって思われるような、そんなに言葉に詰まるシーンってというのがあまり感じられなかったので、ちょっと分かりづらいかと思う部分はあったんですけど、障害を持ちながら自分の好きなことを諦めないでチャレンジするっていう趣旨は十分伝わりましたし、特に、終盤、吃音でありながら人前で歌を歌う女性の方のお話などは、好きなことを諦めないってということについての強いメッセージを感じます。

対象区分については、小学校低学年でどうかなとは思いますが、大人の方と一緒に見ていただいたりすることで十分感動を共有できると思いますし、該当項目の部分も事務局案に賛成いたします。以上です。

○会長 はい。J委員、お願いします。

○J委員 推奨に賛成でございます。対象区分も小学生からでよろしいかと思えます。理由としては、吃音がどういうことかということを知ってもらうことにも意義があると思えますし、また、やりたいことにチャレンジするということの大切さに気付いてもらえればと思えますので推奨したいと思えます。以上です。

○会長 はい。では、会長代理、お願いします。

○会長代理 はい、推奨でお願いします。吃音というテーマ、そして、素材、メッセージ、全てとてもいい映画だと思います。特に、最後の歌のシーンなども感動的だったと思います。

ただ、分かりにくい部分もあって、もう少し解説があるといいのかなと、特に、小学校の低学年に果たして分かるのかなという、そういう疑問も残りました。しかし、あえて小学校低学年を排除するほどのこともないと思えますので、事務局提案どおりで賛成いたします。

○会長 はい、ありがとうございます。私も推奨するにさせていただきます。対象区分につきましては、吃音について青春の群像劇のような形で、小学校低学年に難しいかなと思って試写会に行ったのですが、お子さんが何人か親に連れられていらして、結構そばにいたんですけど楽しそうに見ていたので、小学校低学年の方たちも感じるものを持って帰ってもらえるのかなというふうに見ましたので、対象区分もこの形でよろしいかと思えます。

それでは、皆さん方からのご意見をいただきましたけれども、本日、諮問されました映画に

つきましては、委員の皆さま推奨というご意見で、また、対象区分につきましても、事務局の意見どおりというご意見が皆さまのご意見でしたので、そのように答申してよろしゅうございますか。

< 「はい」 の声あり >

○会長 はい、それでは、そのように答申をさせていただきます。

それでは、事務局から連絡事項、ございますか。

○若年支援課長 はい、まず、本日F委員が欠席でございますが、映画について、ご意見が寄せられておりますので紹介させていただきます。

「吃音の人たちの悩みを知ること、また、どう接すればいいかを理解するのに役立つ映画だと思います。東京都推奨映画とすることに賛成いたします。」とのご意見でございました。

また、都民の申出は、11月はございませんでした。

次に、次回審議会に諮問予定の映画がございます。作品名は「生きる」大川小学校 津波裁判を闘った人たち」、申請者は株式会社パオネットワーク、試写会が12月20日火曜日15時30分から。また、来年1月10日火曜日12時30分から、試写会場は渋谷区にあります映画美術学校試写室でございます。

なお、本審査会は、申請者等が報道関係者向けに開催する試写会と併せて開催しておりますため、途中の入退場はできませんのでご注意願います。時間までに到着できなかった場合には、入れない可能性もございますのでくれぐれもご注意願います。また、その場合はDVDやオンラインでの視聴も対応可能でございます。

以上でございます。

○会長 はい、ありがとうございます。

本日の調査・審議事項について何かご質問等ございましたらお伺いいたしますが、よろしゅうございますか。

それでは、以上で調査・審議事項は終了となります。

傍聴人の方が再入室するため、図書名が分かる資料はしまってくださいようお願い申し上げます。

< 傍聴人入室 >

○会長 それでは、議事を再開いたします。事務局から説明をお願いいたします。

○若年支援課長 まず、本日の審議でございますが、不健全図書1誌について諮問を行い、1誌

を東京都青少年の健全な育成に関する条例第8条第1項に該当する不健全な図書類として指定することが適当であるという答申となりました。

また、映画「注文に時間がかかるカフェー僕たちの挑戦ー」につきまして諮問を行い、推奨することが適当であるという答申をいただきました。

本日、審議会に報告した都民の申出はございません。

不健全図書の告示予定日は令和4年12月16日金曜日、推奨映画の公告予定日は令和4年12月20日火曜日、プレス発表は告示日前日の令和4年12月15日木曜日となります。告示日若しくは告示日の前日まで不健全図書類の名称の公開をお控えいただきますよう重ねてお願い申し上げます。

最後に、次回の審議会についてご案内いたします。令和5年1月16日月曜日の15時30分から、場所は、今回と同じこの会場を予定してございます。以上でございます。

○会長 委員の皆さま方から何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

○藤井委員 ありがとうございます。私から1点提案をさせていただきたいと思います。傍聴席の増設について提案、ご検討いただきたく発言をさせていただきます。本日も傍聴席、結構いっぱいになってるかと思うんですが、私も参加しているこれまで、いっぱいになってしまっあふれてしまっている人が出ているケースであったりとか、ほぼ満席に近いような状況が続いておまして、注目が大きいということもありますので、ぜひ、コロナ感染症の対策等もあるかと思うんですが、可能な限り傍聴席を増設させていただきたいと考えておまして、ぜひご検討をお願いいたします。

○会長 はい、ただ今、藤井委員から傍聴席を拡大すべきとのご意見をいただきましたけれども、これについて他のご意見はございますか。もし、ないようでありましたら、この件については、事務局の方で検討をお願いするということによろしゅうございますか。事務局いかがですか。

○若年支援課長 はい、事務局といたしまして、感染症対策等も踏まえまして、対応可否を検討し、改めて報告をさせていただきたいと思います。

○会長 皆さま方、それによろしゅうございますか。

はい、それでは、そのような形をお願いいたします。

それでは、本日、これで終了させていただきます。ありがとうございました。

午後4時32分閉会